

氏 名	山 田 達 夫 やま だ たつ お
学 位 の 種 類	農 学 博 士
学 位 記 番 号	論 農 博 第 586 号
学位授与の日付	昭 和 50 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	京都府における地租改正ならびに林野官民有区分の研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 三 橋 時 雄 教 授 岸 根 卓 郎 教 授 寺 崎 康 正

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、地租改正ならびに林野官民有区分の研究を更に一步前進させるためには、政策実施主体としての府県による具体的な実施過程の研究が必要であるとして、まず京都府を対象として検討したもので、京都府における地租改正ならびに林野官民有区分を中心とした明治前期京都府の土地課税政策と林政を、著者が十数年にわたって収集した資料に基づいて、実証的に明らかにしている。

まず第一章では土地課税政策と壬申地券の施行について論じ、例えば(a)改租着手時までに壬申地券下付未了のところは地租改正後に地券が下付されるという中央布達に基づく通説に対し、京都府では地租改正着手を遅らせて壬申地券の下付を完了していること、ならびに(b)山林への地券下付は改租後に進められたとする通説に対して、京都府では壬申地券段階で、かなり広汎に下付されていること、などが実証され、通説と異って京都府では大部分の山林を含めて、郡村一般への地券下付が明治6年6月に完了していることを明らかにしている。

第二章では地租改正条例の発布と田畑・市街の改租事業について述べ、とくに地価算定方式については自作地・小作地とも、それぞれの算定法によって、換言すれば検査例第一則と第二則の併用方式によって地価を定める方針を示していたものが、実際には第一則によって行なわれたことを論証している。

第三章では林野官民有区分と林野改租について述べ、府下官民有区分の結果による地域差を検討しつつ、区分の結果の態様を地域性との関連のもとに類型化して把握、その地域性について、農民的商品流通の発展と入会林野利用との関連の中で林業発展の諸段階を劃し、林野利用の進展の度合いとも対応する地域性であるとしている。また「林業の発展」について、従来の用材人工林化の進展に限定した見解を一步進めて、多様な発展方向を措定して、地域性を統一的に把握している。

第四章では改租事業の完了と地価修正運動について述べ、旧豊岡県管轄地での地価修正運動が、管轄地移管という行政の中断と、旧両府県下の改租基準の差異に基づく不公平とを巧みについた運動であり、その主導権は村落上層部にあったとしている。

第五章では官民有区分前後におけるその他の林野政策の展開過程を詳細に跡づけるとともに、従来の研究結果について修正を加えている。

論文審査の結果の要旨

地租改正ならびに林野官民有区分は、近代日本の土地制度を確立した土地改革として農史学の上からも非常に重要な意義を持ち、すでに幾多の研究がなされている。しかし意外にも府県レベルでの改租過程は、まだ研究が進んでいない。著者はこうした空白を埋め、この分野における研究の水準を高めるため、まず京都府を対象として検討したもので、その全歴史過程を詳細に跡づけ、豊富な資料を駆使しながら包括的に地租改正と官民有区分の過程を明らかにしている。府県における展開過程を詳細に叙述したものとっては先駆的な業績である。

それに加えるに、本論文では従来の通説ないしは研究結果に対して、少なからぬ修正や反論、提言が実証に基づいて示されている。とくに山林に対する壬申地券下付および官民有区分実施時期の実証は、官民有区分全体の歴史的評価にかかわるものであって、従来の通説を大きく踏み越えるとともに、通説に対する批判的仮説をも大幅に修正する必要があることを示している。

また官民有区分の結果を商品生産の発展一般と対応させて把える一般的見解に対しては、さらに一步進めて、農民的商品流通との関係を基準としながら、耕地と私有林との補完・結合関係の中での入会利用の多様性を追究し、多様な林野利用の発展方向の可能性を考えながら、入会利用の緊張度とでもいうべきものから、京都府における官民有区分の結果を把え、京都府下での特異な区分の結果を見事に説明し得ている。

以上のように本研究は、京都府下での地租改正と官民有区分を包括的に実証し、そこでの特殊性の検討を通して従来の研究の空白部分を埋めるとともに、幾つかの所説、とくに官民有区分全般の歴史的評価を左右するに足る重要な通説や、あるいは林業の発展そのものの認識についての通説に対して、大幅な修正あるいは精密化を行なっている。そしてこれは著者が十数年にわたって収集した資料の厚みの中から提言されているのである。したがって本研究は地租改正ならびに林野官民有区分に関する今日の研究水準を一階梯高める内容を持っており、農史なかんづく林政史の研究にとって裨益するところ大である。

よって、本論文は農学博士の学位論文として価値あるものと認める。